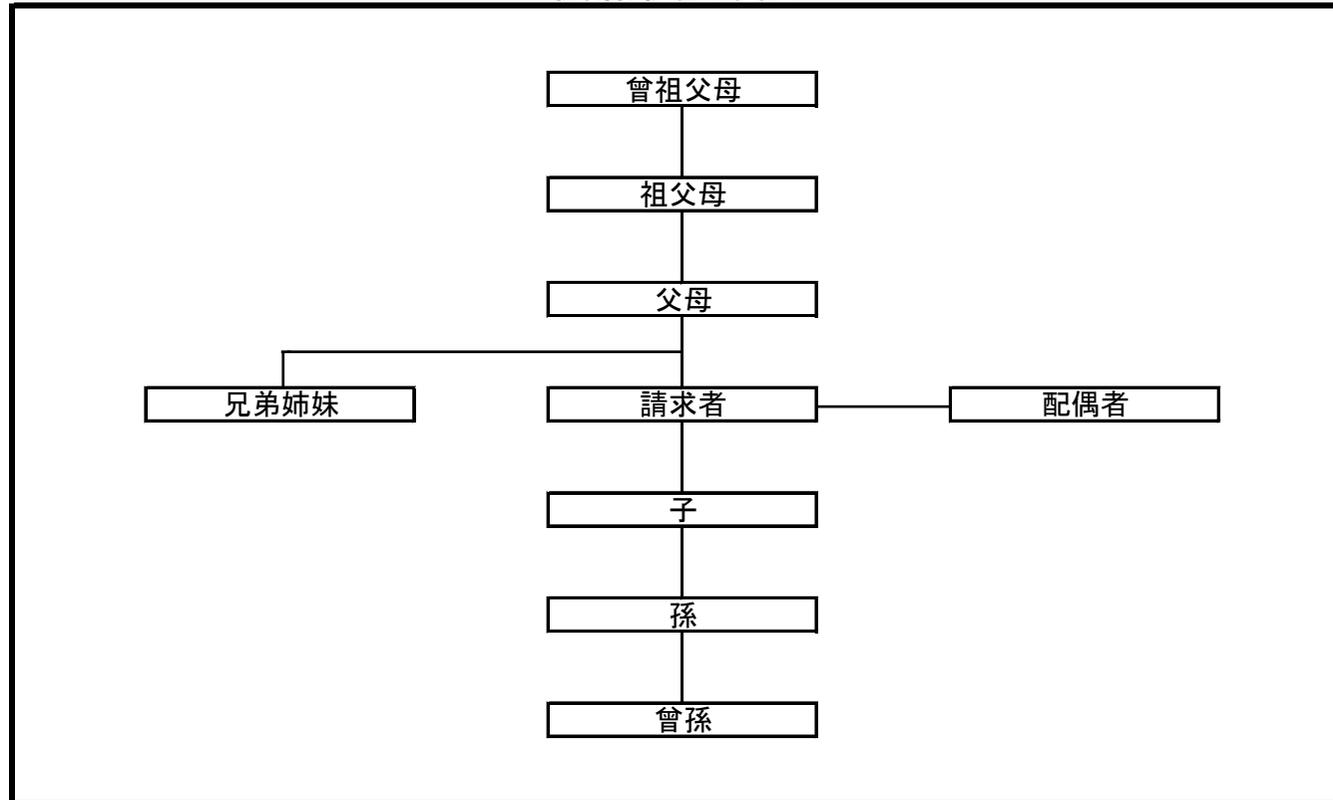


扶養義務者とは

直系血族及び兄弟姉妹が、請求者である母親と生計を同じくしている場合、又は請求者である養育者の生計を維持している場合には、扶養義務者となり所得制限の対象となります。

なお、請求者の配偶者も扶養義務者と同じ所得制限の対象となります。父の障害等で母が請求する場合には、父も所得制限の対象となります。

扶養義務者の範囲



事実婚について

婚姻の届出をしてはいないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合

には「事実婚」とみなされ、受給資格は認められません。